

3 改正「育児・介護休業法」施行間近 産後パパ育休制度が創設

TOPIC

育児・介護休業法が改正され、4月1日から3段階で施行されていきます。男女とも仕事と育児を両立できるようにするため、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などが改正の内容ですが、以下2つのポイントをご紹介します。

POINT1 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和



育児休業の場合

現 行
(1)引き続き雇用された期間が1年以上 (2)1歳6ヶ月までの間に契約が満了することが明らかでない



令和4年4月1日より
(1)の要件を撤廃し、(2)のみに ※原則、無期雇用労働者と同様の取り扱い ※育児休業給付についても同様に緩和

POINT2 産後パパ育休制度の創設、育児休業の分割取得

	産後パパ育休(R4.10.1～) ※育休とは別に取得可能	育休制度(R4.10.1～)	育休制度(現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に、 4週間まで取得可能	原則、子が1歳(最長2歳) まで取得可能	原則、子が1歳(最長2歳) まで取得可能
申出期間	原則、休業の2週間前までに申請	原則、1ヶ月前までに申請	原則、1ヶ月前までに申請
分割取得	分割して2回取得可能	分割して2回取得可能	原則分割不可

原油価格高騰対策を急げ

原油価格の高騰が止まりません。とりわけ、ロシア軍によるウクライナ侵攻がそれに拍車をかけ、現在のガソリン価格は13年ぶりの高値を記録しています。我が国は長らくデフレ基調でしたが、足元では食品・衣料品・ガス・電気など、あらゆるものが値を上げ始めていますので、この先の景気動向と国民生活が心配です。

そんな中、我が会派では「トリガー条項凍結解除」を訴えています。これは、3ヶ月連続でガソリン価格が160円/lを超えた場合、上乘せされている25.1円分を自動的に引き下げる仕組みが現在凍



結されているので、それを解除して発動しようというものです。一方の政府は原油元売業者に補助金を出し、その結果、小売価格を抑える施策を行っていますが、効果は限定的と見られていますし、市場への介入などの問題も抱えています。

私は、目下の生活を支えるためには効果が明確なトリガーを着実に進めるべきであると考えます。あわせて、二重課税が指摘されるなど、ガソリンにかかる複雑かつ過大な税金のあり方を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

山崎真之輔 プロフィール



- 40歳3児の父親
- 浜松北高等学校、名古屋大学法学部卒業
- 元衆議院議員 鈴木康友(現浜松市長)秘書
- 浜松市議会議員(2期)/静岡県議会議員(3期)/参議院議員(1期目)

- 所属会派：国民民主党・新緑風会
- 所属委員会：議院運営委員会、経済産業委員会
- 趣味：スポーツ全般、カラオケ、読書、マラソン、ボードゲーム、eスポーツ

PROFILE

国会事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院会館520号室
TEL.03-6550-0520 FAX.03-6551-0520 Email.shin_sk@me.com
オフィシャルサイト▶ <https://www.shin-sk.net/>



本紙面やSNSではお伝えできない価値ある情報を月に数回お届けします。是非、ご登録をお願いします!